

エステティック機器認証 文書 No. 006

# エステティック機器認証に関する契約書

第1版

2008年4月

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

# エステティック機器認証に関する契約書

認証取得者(以下「甲」という)と特定非営利活動法人日本エステティック機構(以下「乙」という)は、乙の認証に基づく甲に対する認証シールの使用に関し、次のとおり契約する。

## 第1条 用語の定義

この契約に関する基本的な用語の定義は次のとおりとする。

### (1) 機器

甲が製造又は販売するエステティック機器であって、この契約により認証の対象となるものをいう。

### (2) 製造工場

製造する1つ又は複数の工場又は事業場で、当該認証に係わる機器の安全に関する試験及び検査システムの評価が必要とされる工場の総称をいう。

### (3) 認証基準

乙が別紙定める「エステティック機器認証制度」の「4. 認証基準及び認証の決定」における製品試験の「エステティック機器認証規格」及びシステム審査の「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システム認証規格」をいう。

### (4) 認証

乙が、甲による認証の申請のあった機器が、認証基準に適合していることを評価し、決定したことをいう。

### (5) 認証書

機器が認証されていることを証明するために乙が発行した文書をいう。

### (6) 認証機器

認証された機器をいう。

### (7) 認証シール

認証シールとは、認証書が交付された事業者に対して、乙が発行し、認証機器に貼付することを認めたものをいう。

## 第2条 権利及び義務

1. 甲は、本契約に基づいて、認証機器及び当該機器の安全性に関する試験及び検査システムについて、認証基準に適合していることが求められる。その限りにおいて、乙が発行した認証書は有効であり、甲は、認証書に記載されている認証の範囲において、本契約に基づき認証シールの使用が乙により許諾される。

2. 乙が甲の認証機器及び当該機器の安全性に関する試験及び検査システムについて認証基準に適合していることを確認する際は、甲は協力しなければならない。
3. 甲は、認証のための初回製品試験に供した機器(サンプル機器)と同一条件において、認証機器が製造されていることを確保しなければならない。
4. 甲は、業態及び認証の範囲の追加・変更等、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、乙に届出をしなければならない。その際、新規事業者として変更があったと認められた場合、認証は取り消される。乙は、当該届出に基づき、追加の製品試験及びシステム書類審査を必要とするかどうか決定し、その結果を認定事業者に文書で回答しなければならない。

### 第3条 認証マーク等の使用条件及び範囲

1. 甲は、本契約書に規定される条件に基づき、本契約書第17条の規定による契約の有効期間中、認証機器の本体、包装、容器等への認証シールの使用について乙から許諾されているものとする。
2. 認証シールは、認証機器の本体、包装、容器等に表示するものであるが、甲が必要に応じて当該認証機器に係わるパンフレット、カタログ(会社案内等を含む)に、認証シールを使用する場合、他の認証されていない機器があたかも認証されているような誤解を第三者に与えないように表示し、認証機器に関する情報の一部として表示しなければならない。
3. 甲は、認証機器に認証シールを使用する場合は、当該認証機器が認証基準に適合することを甲が実施する試験及び検査又はその他適切な方法をもって確認しなければならない。
4. 甲は、認証機器に認証シールを使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。

### 第4条 サンプル機器の提供

甲は、乙から認証又は認証の維持のために必要であるとして要求されたときは、試験用機器を無償で乙又は乙が認定した試験機関(以下、試験機関という)に提供しなければならない。また乙及び試験機関は、試験等によって生じた機器の解体及び損傷について、一切その責任を負わないものとする。

### 第5条 改善勧告

乙は、甲の認証機器又は当該機器の安全性に関する試験及び検査システムについて認証基準への不適合があった場合は、甲に対して期限を定めて当該不適合の改善を指示することができる。なお期限までに改善がなされなかった場合、乙は、本契約書第18条第2項に基づき必要な措置を講じなければならない。

## 第6条 改善中の認証シール等の使用停止

前条の場合において、乙は、必要とされる場合、甲の改善の措置が完了するまで本契約で定める認証シールの使用停止を甲に指示することができる。

## 第7条 承継の禁止

認証に係わる事業の全部を甲が指定する第三者に譲渡するときは、別紙乙が定める「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」に従い、認証が取り消され、譲渡先に承継できないものとする。

## 第8条 試験等に際しての損害

乙は、製品試験及びシステム審査に際し、甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があった場合を除き、その責任を負わないこととする。

## 第9条 第三者への業務委託

乙は、甲に了解を求めることなく、認証業務の一部を第三者に委託することができる。

## 第10条 市場における買取調査

乙は、必要に応じて市場買取調査を行う。

この調査に係る当該機器の買取費用と試験費用は甲の負担とする。

## 第11条 サーベイランス

1. 乙は、甲の認証機器に対して、本契約に基づいてサーベイランスを行なうものとする。  
定期的なサーベイランスは、認証機器の初回製品試験及び初回の当該機器の安全性に関する試験及び検査システム審査の結果が引き続き維持されているかどうかを確認するものであり、甲が認証された日から起算して2年が経過する毎に行なうものとする。
2. 上記1のサーベイランスの手順は、初回認証と同様、別紙乙が定める「エステティック機器認証制度」の「5. 認証プロセス」に従って行なうものとする。
3. 乙は、次に掲げる一に該当する場合、甲に対して、臨時のサーベイランスを行なうことができる。なお、甲は臨時のサーベイランスに係る当該機器及び試験費用を負担しなければならない。
  - (1) 乙が甲の認証機器及び当該機器の安全性に関する試験及び検査システムについて認証基準への不適合を認めた場合
  - (2) 別途乙が定める「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」に従って、乙が追加の製品試験及びシステム審査を必要と決定した場合
  - (3) 認証基準の変更により、甲の認証機器及び当該機器の安全性に関する試験及び検査

システムが認証基準への適合性に影響すると乙が判断した場合

- (4) 甲の認証機器及び当該機器の安全性に関する試験及び検査システムが認証基準に適合していないとする第三者からの苦情を乙が受けたときで、乙が必要と判断した場合
- (5) その他、乙が必要であると判断した場合

## 第12条 認証機器及び製造工場の試験及び検査システムの変更

1. 甲は、認証機器の仕様変更又は当該機器の安全性に関する試験及び検査システムの変更を行なうときは、乙に対して予め文書で通知しなければならない。乙は当該通知を受けたときは、臨時のサーベイランスが必要かどうか判断し、必要な措置を講じなければならない。
2. 甲は、業態及び認証の範囲の追加・変更等、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、別紙乙が定める「エステティック機器認証制度」の「7. 認証の変更」に従って、乙に届出をしなければならない。乙は、当該届出に基づき、追加の製品試験及びシステム審査を必要とするかどうか決定し、その結果を甲に文書で通知する。

## 第13条 苦情への対応の記録

1. 甲は第三者から認証機器につき申し立てを受けた苦情に対し、具体的に対応しなければならない。また甲は、当該苦情の内容、処理の方法、苦情原因の解析、再発防止のための対応方法を記録しなければならない。
2. 乙から請求があったときは、甲は当該記録を乙に閲覧させなければならない。
3. 乙が認証した認証機器に対する苦情の申し立てを第三者から乙が受けたときは、乙はこれを甲に通知するものとする。

## 第14条 苦情等への処理

1. 認証機器に関して、第三者から苦情の申し立てを甲が受けた場合又は甲と第三者との間において紛争が生じたときは、甲はその責任と負担において解決を図るものとする。
2. 前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をしたときは、甲は乙の求償に応じるものとする。

## 第15条 認証の公表等

1. 乙は、乙のホームページにより、本契約に基づく認証を公表するものとする。
2. 甲は、認証されていない機器が認証機器であるかのような公表その他第三者の誤解を招くような公表をしてはならない。

## 第16条 機密保持

乙及び乙が認証業務の一部を委託した第三者は、甲の認証に関連して知り得た認証機器に関する一切の情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用又は甲の承諾若しくは法令に基づく正当な理由なくして第三者に当該情報を漏えいしてはならない。ただし、本契約締結時に公知であった情報、契約締結後に乙の故意又は過失によらず公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

## 第17条 契約期間の有効期間

本契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間満了日までに、本契約書第10条の規定に基づき、甲がサーベイランスを受審し、認証継続を乙が決定した場合は、本契約を2年間自動更新するものとする。以後、同様とする。

## 第18条 認証シールの使用の一時停止及び認証の取り消し

1. 甲が次の各号に掲げる事由の一に該当する場合、乙は甲に対して認証シールの使用を一定期間停止させることができる。
  - (1) サーベイランスの結果として不適合があったが、その性質から即時取り消しは必要ではない場合
  - (2) 認証シールの誤用があったが、認証事業者による速やかな是正処置ができない場合
  - (3) 本認証制度及び乙が定めた認証手順・基準・規定に対して関連する違反があった場合
  - (4) 一定期間の製造中止等の合理的理由により、認証機器の製造が行なわれない場合であって、乙と認証事業者が合意した場合
  
2. 甲が次の各号に掲げる事由の一に該当する場合、又は、乙の改善勧告にもかかわらず甲に改善がなされないとき、若しくは、甲から乙に認証の取下げの申し入れがあったときは、乙は認証を取り消すことができる。
  - (1) 認証事業者から製造中止、その他の事由により認証の取り消し依頼があった場合
  - (2) 認証事業者が整理、破産、倒産、譲渡、その他の事由により消滅した場合
  - (3) サーベイランスの結果として重大な不適合があった場合
  - (4) 認証事業者が認証のために必要とされる費用を支払期日までに決済しない場合
  - (5) 認証シールの使用に係わる認証契約に対して違反がある場合
  - (6) 認証シールの使用の許諾が一時停止されている期間に、認証シールを使用する等不適切な手段を認証事業者が講じた場合
  - (7) 別途定める罰則規定による認証取り消しが妥当と乙が判断した場合

## 第19条 契約の解除

1. 甲は、乙に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、本契約は、甲から書面による通知が乙に達した日の30日後に終了する。
2. 乙は、甲に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 本契約書第18条第2項の規定に基づき乙が甲の認証を取り消したとき
  - (2) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
  - (3) 甲が支払いの停止又は破産宣言、特別清算、和議、会社整理若しくは会社更生の申し立てを受け又は自らが申し立てたとき
  - (4) 甲が認証シールの偽造・改ざん等の不正行為があったとき。

## 第20条 不可抗力による契約の終了

天変地変その他の不可効力により乙の認証業務の遂行が不可能となったときは、この契約は当然に終了する。

## 第21条 認証シール等の抹消等

本契約書第18条第2項の規定により認証の取り消しがあったとき、又は、第19条若しくは前条の規定によりこの契約が解除若しくは終了したときは、甲は、認証シールを使用しはならず、既に認証シールを表示した機器等から認証シールの表示を除去若しくは抹消しなければならない。

## 第22条 認証基準の変更

1. 乙は、認証基準の変更が行なわれる場合、甲に対し、その通知をしなければならない。なお乙は、必要であると判断した場合、十分な期間を設けて、当該改正、変更に伴う必要な措置を通知することができる。
2. 甲は、乙から認証基準の変更について通知を受けたときは、当該通知に従って必要な措置をとらなければならない。

## 第23条 補償

甲は、以下の事由により乙がクレーム、訴訟、損害賠償等の責任を問われる場合、乙の支払う全ての費用を補償する。

- (1) 乙が発行した認証書、認証シール等について、甲による誤った使用及び不正な使用があった場合
- (2) 甲による、本契約書に規定する事項に違反する行為
- (3) その他甲に責任のある行為

## 第24条 乙の責任限度

乙が負担する責任の限度は、故意または重大な過失・怠慢による場合を除き、乙が認証に係る費用として受取った範囲内とする。

## 第25条 本契約に定めていない事項

本契約に定めのない事項及びこの契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、日本の法令及び慣習に則り、誠意を持って協議の上その解決を図るものとする。

## 第26条 その他

この契約締結の証として本契約書を2通作成し、甲、乙各自記名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

契約締結日：           年    月    日

甲：所在地

会社名

代表者名

Ⓜ

乙： 東京都千代田区麹町 4-3-5 紀尾井観光ビル 8F

特定非営利活動法人日本エステティック機構

理事長    佐藤敬夫

Ⓜ